

Newsletter

人間-環境系ニューズレター

東京大学東洋文化研究所広域連携研究プログラム
「アジアの人間-環境系モデルの構築とその実践的検討」

第6号
2004年7月20日発行

第6回研究会

2003年12月6日東京大学東洋文化研究所大会議室において、第6回研究会をおこなった。今回は、第2回に引き続いて、中国をテーマにとりあげた。中国近世における土地の所有、売買とそれにかかわる法的制度、山林の保護、開発をめぐる言説、政策、官僚、不法流入者、商人や地元有力者のダイナミズム、生産財としての土地から新しい商品としての土地への変容などといった、新しく刺激的なテーマが展開された。中国近世における経済自由化、貨幣経済の浸透、成熟といった動きが、土地や山林をめぐる人びとの動きに深くかかわっていることを教えてくれるとともに、アジアの中核としての中国の理解が、ますます重要なことを知る機会となった。『ニューズレター』第2号とともに、環境の問題とのかかわりで中国を見るための、すぐれた手引きとなる内容となったと考える。

本研究会は、1年のアメリカ留学から帰られたばかりの菅豊さん（東京大学東洋文化研究所・助教授）にお願いして、準備してもらったものである。ご多忙中発表をおひきうけ下さったうえに、力作の原稿をお寄せ下さった寺田浩明教授、上田信教授には、心よりお礼申し上げる。本研究会は、特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築——象徴系と生態系の連関をとおして——」の計画研究「自然資源の認知と加工」（代表 松井 健・東京大学東洋文化研究所・教授）との共催でおこなった。

所有と生業——「中国近世における自然の領有」再考

寺田 浩明（京都大学大学院法学研究科・教授）

はじめに

京都大学の寺田と申します。法学部で中国法制史を教えています。研究生活の最初十年ほど明清時期の土地法の研究をしていました。個別歴史実態の研究というよりは、むしろ概念的に煮詰めたレベルでの土地所有権概念のあり方それ自体についての研究です。標題に掲げた「中国近世における自然の領有」（『シリーズ・世界史への問

い』第1巻「歴史における自然」岩波書店、199～225頁、1989年10月）なる論文は、丁度その時、お誂え向きの論集に寄稿する機会を与えられたので、その初期の研究の一応のまとめとして書いたものです。

ただこれを逆に言えば、土地法研究の専論を書いたのは実はそれが最後で、むしろその後は法の存在形態論や民事裁判論に力を入れてきました。こうした所で伝統中国の土地所有について述べる資格は実は今や失われつつあり、そこで今回菅さんからお誘いを頂いた時にも一旦は躊躇したのですが、ただ考えてみれば、この十年程の民事裁判研究を踏まえた上でもう一度、自分の土地所有権論をまとめてみるとどうなるか、今書き直すとしたら何処がどう変わるのかについて整理してみる良い機会かなと思い直しまして、ここでお話しをさせて頂くことに致しました。

ただ言うまでもなく、それでは十数年足す十数年で二

十七八年分全部ですから、詳細に述べ出せば切りがないことになります。そこで本日は、伝統中国において私的
土地所有権というのがどのような文脈の出来事であったの
か、全く専門外の方にも大筋を理解して頂くという所を
最大目的にして、ごくごく要点だけを、しかも非常に大
雑把な仕方でお話させていただきます。まず後段の話の前提
として、実際の状況を幾つか示しながら、「自然の領有」論
文での議論を振り返ることから始めます。

1 伝統中国の所有論議のターゲット

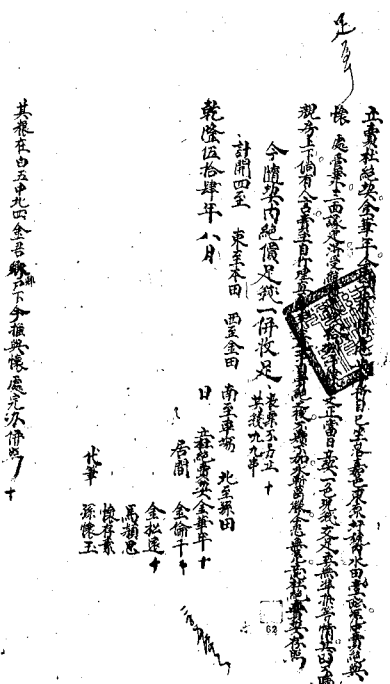
ア) 国家的物権枠組み無き所での商品的土地所有の展開

25年前に時間を巻き戻してみますと、当然、研究で苦
労したのは、既存の所有権論・所有権観念の呪縛から逃
れることでした。脱ぎ捨てるべき一つは、言うまでもな
く我々の日常的に抱く（多かれ少なかれ近代法的な）所
有権論、即ち非政治的で商品的な土地所有とその背後に
ある実体処分権的な土地所有権概念ということになりま
すが、もう一つ、西洋法制史で論じられてきたような封
建的土地所有権論、即ち所有の問題を政治支配と一体不
可分の仕方で論ずる研究も、それはそれで随分と邪魔に
なりました。前者が通用しないのは当然ですが、ただ反
対に、当時は歴史社会の所有権と言えば自明に後者型だ
という不思議な先入見もあった。後者を言わないと、そ

れだけでナイーブな前者だと言いつのる。それがまあ当
時の学界の雰囲気でした。

しかし清代にある実態とは言えば、明らかに実体的で
商品的な土地所有の風景としか言いようがない。図1に
土地売契の文面を一つ示しておきましたが、訳文を読んで
頂けば分かる通り、何よりも、某所の土地を誰某に
売与すると本人自身が既に言っている。しかも図2に示
した系統図風の図、背景は後で論じますので、ここでは
要は○数字の所で同じ土地が売買されているという点だ
け見て下さればよいのですが、そこからは18~19世紀台
湾の極々普通の農地が十年に一度ほどの頻度で売買され
ていた姿が浮かび上がる。言うまでもなくこうした売買
頻度の背後には、兄弟均分の家産分割制度を通じて数世
代単位で小家族が上昇没落をするという当時の中国の社
会現実があります。

しかし、そういう商品的な土地所有秩序が、では何に
よって支えられていたのか。まず、近代法下に見られる
商品的な土地所有秩序や、その背後にある実体処分権的
な土地所有権概念とは言えば、言うまでもなく、統一的
な領域国家が、その持つ強大な強制力を担保に、土地所
有絡みの関係を徹底して法的レベルで抽象化し単位化し
たこと、土地所有問題を個別主体が行う現実的な土地支
配・土地利用といったリアルな平面上ではなく、むしろ徹
底して物権法秩序という国家設営の制度的な平面上での
出来事として語れるようにしたことの裏返し表現です。



売杜絶契を立てる金華年、今、正用に因りて情愿し、中[人]を
央(まね)き、自己の嘉邑東原?號内に坐落せる水田一畝をば、
中[人]を憑(よりどころ)として、懐處に売絶与して管業せし
む。三面(売り手と買い手と中人)で議定し、絶價足錢十八千四
百文正を得受す。当日契を立て、一色の現錢を交わし足れり。な
べて准折(代金を借金と相殺する)等の情なし。その田は、親房
上下を瞞かず。もし人の言う有らば、売主が自ら理直を行い、買
主の事に与らず。売絶してよりの後、贖せず加えず、永く葛藤を
絶つ。今、憑なきを恐れてこの杜絶売契を立てて照を存す
今随いて契内の絶價足錢、一併に収足す。
収票は別に立てず。其の錢は九九串。

[計開四至、日付、署名]

其の糧は白五中北金君郷戸下に在り。今懐處に推與して完辦せし
む。併に照す。

【図1】土地売契(絶賣契)の例：東京大学東洋文化研究所蔵、嘉興縣懷氏文書、No.62。

それは典型的には次のように争われます。まず現に土地を経営収益（当時の言葉では「管業」と言いますが）している人間に対して誰かが侵害をしかけてくる。それに対して現管業者の側は、何か旗を掲げて、自己・自家がその土地を管業することの正当性を周囲の人々に向かって訴えかける。その時にどんな事実が持ち出されるかと言うと、典型的には、祖遺（祖先から引き継いだ）・開墾・買得の三事実を整理できるでしょう。ただ祖遺を言っても、ではその祖先の管業の正当性は何か直ぐに問題になりますので、その先には後二者が現れる。そして二つの内の開墾というのは、それほど始終ある話でもありませんから、何のことはない、大部分は「自分は誰かから買って来た」と言って、その買得の由来（それを「来歴」と言います）を示す、具体的にはその時に売り手が書いて自分に渡した土地売契を示すことがなされます。ここでは売契は、将来のことを約束する契約書というより、何よりもまずそうした所有権主張の憑據、あるいは取得の来歴を示す証文として位置づけられ、作成されていました。

ただ勿論、これだって、では売り手自身の正当性の基礎は何なのかと問いは遡ります。そしてそれは何によって証されるかと言えば、これも大部分は、その売り手自身もちゃんとした買い手である、という話になり、またその主張方法も、土地を買得した際の売契を提示する仕方によることになります。来歴は連鎖する。そして最後にはそういう話になってしまうことは最初から明らかなので、地域によっては、土地売契に際して、今回の売契のための売契を定立交付するのと一緒に、売り手自身がその土地を買得した時の売契を、その売契の「老契」として付けて渡すという慣行が始まります。当然、売契毎に添付文書が増えて行く。そして先に見た系統樹風の図（図2）は、実は系統樹の根っこに位置を占める最後の売契に際して、売り手から買い手に渡された老契の束を再構成した図なのです。そして多くの場合、そうした売契連鎖の発端部分は、誰もが論証し得ない、またその反面、誰もが覆し得ない過去の霧の中にかすんでゆくことになります。

そしてこれを逆に言うならば、個々の土地売契とは、そうした売契の持ち出しによる正当性主張の安定的容認を基礎に、その来歴の末尾に接ぎ木する形で、新たな正当性付与を行う行為として性格付けることができます。土地売契と言っても、案外に基本にあるのは、人的な正当性付与連鎖なのです。

そしてその目で見ると、土地売契と並んで当時良く行われた「典」という名前の、土地所有者が行う有期の用

益権設定行為（土地代価の半値ほどの金額を受け取り相手に土地を収益させる。ただ約定の期間経過後は、その当初受け取った金額を返却すれば何時でも土地を取り戻せる）が、土地売契との関係では、所有権移転と所有者がその内部で行う用益権設定といった対比をなされず、むしろ同質な行為（広義の売）の中の取り消せるもの（活売）と取り消せぬもの（絶売）という関係でとらえられていた理由も良く分かります。即ち、そこでは土地売契と言っても、その内実は、上に見たとおり現経営収益者が次なる経営収益者に対して用益権設定する行為を出ないのです。そして承典者が典契を管業の憑據とするように、買主もまた売契を憑據として管業をする。ただ典の場合には、原価を返してその主張を無に出来る存在がなお一人残る。それに対して、売の場合には、正当性付与者自身ももはや、その正当性を否定する地位にない。前主＝現経営収益者が行う用益権設定行為の中で、一旦したらもう取り消せぬ用益権設定行為、それが売の本質でした。

しかもそこで与えられ・また受け取られる経営収益行為＝管業の内実に着目してゆくと、少なくとも農地について言えば、それは実は最初から無負担のものでもありません。そこには自明のこととして国家による税糧負担（と言っても五公五民といった話ではなく、収益の一割程度のものでしたが）がかかっている。そして民は土地売契買契後に遅滞なく税糧負担名義を書き換えることが求められていました。先に示した売契例の末尾にも、それをめぐる文言が見て取れます。

ですから、以上合わせれば、商品的な土地所有・土地売契と言ったって、存在する内実は、国家に対する税糧負担が自明に付随する土地経営を行う地位が、人民間で自由に金銭を伴って引き継がれている、金銭を払って前経営者から引き継いだことを証すことが、その正当性主張の中で第一の優先順位を持っている様な状態だということになります。

そして、その自明にかかる税糧負担の面に即して言えば、それら農地は、確かに民によって自由に売契される、実際そこに着目して国家が耕作者を選定する「官地」との対比で「民地」と呼ばれもする訳ですが、その内実は「半国有」だと言うことも十分に可能です。そして実際そこにある状態を、例えばそれまであった均田制的な土地制度理念と対比をし、何処が違うのかを論ずるなら、それは対国家負担の有無ではなく、むしろ同じ対国家負担付きの土地経営をめぐる、国家が個別農民家族の持つ土地経営資源と生活の必要を調べ上げ、その情報に基づいて個別家族から土地経営権を奪ったり与えたりする状態

から、その地位が個別農家族間で市場的に引き継がれる、その引き継ぎこそが当該土地耕作の何よりの正当性根拠と考えられる状態への移行、税糧負担付きの土地経営権の行政的分配から市場的分配への変化に過ぎないとまとめてしまうのが簡単です。

しかも歴史的に見て面白いことに、この歴史的転換は、土地革命といった明示的な契機無しに、なし崩しに進みました。その過程を正確に跡づける能力がないのが残念ですが、模式的には国家による土地経営権の行政的な没収と付与を補う、あるいは出し抜く形で、民相互で税糧負担付き農地経営権の私的な融通が行われ出し、そうした実務が重なる内に、社会的には、国家との間で行われる税糧負担・耕作権付与の関係より、むしろお金を払って誰かからその土地耕作権の融通を受けたという事実の方が、当該家族の土地経営の第一の正当性根拠と考えられるような状態が順次生まれていった。そして国家側も税糧負担だけのことを言うならそうした市場的展開でも困らない訳ですから、行政的配分する手間が省けるこの展開を放任し、むしろその事後的追尾体制の側の整備に専念した。そこに現れるのが明清土地法秩序だと考えればよいのかなと思っています。その意味で、その土地法秩序は何よりも、税糧負担付きの土地経営という国制的地位を自明の前提とした上で、その先に広がる、誰がそれを行うかという問題について、民同士の間で始められ定着する社会的ルールとして性格づけられるのだと思います。

そして明清土地法を論じて行くと、何処かの段階で、所有物だから売れる（売買の前に所有権秩序があった）という話と、買って来たからには所有物だ（所有権秩序の根拠を求めて行くと売買に行き着いてしまう）という話が循環論法に入ってしまうのですが、おそらくそれはこの歴史の正直な表現ということになるのだと思います。最初にちゃんとした制度的な私的所有権というものが出来て、次にその移転が始まった、という訳では全然無いのですね。むしろ上述の地位の引き継ぎの中で次第次第に所有と売買の表象が定着していった、敢えて言うなら売買と所有がここでは一緒に立ち上がってきた、というのがここでの事態の本質だと思います。先ほど来歴を過去に辿ると霧の中という話をしましたが、所有権の帰属が霧の中であるというだけではなく、実は所有権の存在自体が霧の中なのです。

ただ勿論、この程度の施設設備でも実体的なモノの移転と帰属イメージは、十分に成立可能です。絶の来歴を持つ最後の主体が誰であるかは、多くの場合、関係当事者には自明である。そこに着目して、出典中も出典者は

田主と呼ばれ得た。ただそれは現実の経営を離れた抽象的制度的な所有権平面が確立していたことの帰結というよりは、むしろ上述の実務の安定の上に常識論的なレベルで成り立つ話と考えれば良いのでしょうか。

そして清代後半から盛んに見られる田面田底慣行という二重所有権慣行を考えに入れると、この管業と来歴という議論が、単に土地所有論を展開するに際して人々が着目した土地への関係の仕方が政治的領域支配ではなく収益行為だった、という話には止まらないことも直ぐに明らかになります。

ウ) 収益行為側の規定性

田面田底慣行の話をする為には、その前に当時の小作制度、他人の土地を耕作して生計を立てる家のことを当時は佃戸と呼び、小作料のことを租と呼びましたので、ここでは佃戸耕作とか租佃関係とか呼ぶことにしますが、その佃戸耕作のあり方を簡単に論じておかなくてはなりません。

上述の自由な土地売買の当然の帰結と言えば帰結なのですが、伝統中国の土地所有分布は非常に不均等でした。南の方では二割の家族が八割の土地を持っている。当然、八割の農家族は耕すべき自分の土地がない。ただ反面、土地集積を進めた地主側も、要はポツポツとあちらこちらで売りに出される農地をこまめに買得して集積をする訳ですから、所有地が一円的な形をとる筈もなく、結局それら個々の土地地片は再度小農家族によって小経営されざるを得ない。土地を失った、しかし土地耕作をする労働力は持つ無産の農家族と、自家で耕作しきれない程の土地経営権を集積してしまった地主家族の市場的な出会い・契約的結合というのが当時の地主佃戸関係・租佃関係の基本的な性格です。両者の話がまとまれば、租佃契を佃戸が立てて地主に入れ、租佃関係が始まる。

そして地主がその土地を更地で他人に売る（外売）とか、自分で耕作する（自耕）と決めたとき、あるいは佃戸側が小作料を滞納（欠租）した時には、地主は佃戸を追い出せる反面、平穩無事に耕作をしている限りは何もしなくても来年も同条件でその租佃関係が続く、できるならばそうした安定が望ましいと考えられていました。ただ土地売買だけとっても上述のような頻度な訳ですから、地主佃戸の関係は基本的にはテンポラリーなものと考えた方が良いでしょう。

ですから個別の租佃関係には、依存の果てに佃戸が地主家族の家内奴隷の様な地位に落ち込むという契機はあるのですが、それ自体では封建領主と領民といった領域的政治支配的關係に展開する論理的契機は殆どありません。

ん。そして少なくとも明代後半以降の江南を念頭におけば、基調をなしていたのは、作付け作物の決定と農事手順の大筋は田主が指揮するものの農事の大半は佃戸家族によって独立して担われ、種子や肥料・農具は両者が持ち寄り、そして秋の収穫に際しては当初約定した五対五、四対六といった比率で作物を主佃で分割する「分種」と総称される分益租の形でした。

しかも興味深いことに、この分種を当時の人々は、領主的支配でないのは勿論ですが、他面、土地の「賃貸借」関係だとも考えませんでした。むしろ地主が自分の持つ土地を経営資源として出すと同様に、佃戸一家もその持つ労働力を経営資源として出し、そうして持ち寄った資源で一つの共同経営体を作り、その収穫物をそれぞれが出資に応じて配当として受け取る関係だと考えていました。そして当時では商店から塩井開発まで多くの産業経営がそうした共同出資型、それを合股と言いますが、で行われていましたので、合股の農業版が分種ということになります。ただこれを逆に言えば、共同経営の労働力部分という限りで、佃戸は却って土地所有世界とは関係しないということになります。

ところが地主が奢侈を求めて農村から都市へと住居を移すにつれて、分種に典型的な共同経営的なあり方は次第次第に、一定の小作料額で佃戸一家が土地経営の全体を請け負う（産業経営類型で言えば「包」＝請負の形）様な形に変化して行きます。そしてそうなると佃戸と言っても小作料負担を負っている・秋に小作料を払うという一点を除けば日常的にしていることは自作農と変わらない訳で、そこにも上で見た土地法世界のロジックが次第次第に紛れ込んでいきます。

分かりやすく、また例として普遍的にあるのは高額押租をめぐって起こる変化でしょう。押租というのは簡単に言えば敷金、不払い小作料引当金のことです。分益租は眼前にある収穫物を配当として分ける話ですので小作料の取り立ての不安は論理的に存在しない、というより取り立てるといふ契機自体がない訳ですが、上記の地主不在化と共に小作料は徴収するものになり、当然それに伴い欠納の不安が出てきます。それを解消すべく耕作請負開始時に一年分の小作料を言わば敷金として先払いさせる仕方が編み出されます。それが押租と呼ばれるお金です。勿論、敷金ですから佃戸が小作料を滞納せずに出て行く場合には、その全額が返されます。ただそれでも、小作契約関係の全体が余剰土地を抱える地主と余剰労働力を抱える佃戸一家との間の市場的な関係としてある以上、地主としても競争上、一方的に佃戸不利の条件をつける訳にも行きませんので、押租を取りたい地主はその

利子相当分租額を低くするのが普通です。そしてこうした経済合理的な関係を通じて、ここに述べる「高額押租」の慣行がでてきます。即ち、小作料滞納対策の目的だけからすれば一年分の押租をとればそれで十分（もし滞納したらそれで相殺してその佃戸を追い出すだけ）な訳ですが、一方で安定的な地主経営を続けつつ、他方で商業投資も行いたい地主は、小作料を大幅に低廉にする代わりに数年分の押租を取り、そうした得たお金を別途運用する道を探り出します。またその他方には、そうした有利な佃戸耕作を取得すべく幾らか手持ち資金を出しても良い佃戸というのが現れる。

勿論、それ自体は租佃契約自体にとっては付随的なものですので、幾ら多額の押租をとっても、例えばその土地を更地で他人に売ることにしたといったケースでは、その押租を返しさえすれば従来通り地主は佃戸を追い出すことができます。ただこれを逆に言えば、佃戸側は地主が押租を退還しない限りは出て行かない・自分はこの佃戸耕作を続ける正当性があると社会に向かって訴えることはできる。そしてその主張は社会から、それはもつとだと受け止められる。押租は、そうして佃戸耕作の維持を巡って佃戸が世間に振りかざす一種の旗になるので、そして詳しく論ずる時間はありませんが、高額押租をとった地主は多くそのお金を別途運用中な訳ですから、わざわざ返すことは避けたい。そこでまず土地売買に際しても佃戸に退佃を求めない仕方、即ち、不在地主同士の土地売買の場合には、買い手側も所詮は佃戸は必要でまた彼から高額押租を取ることになるのだからと、その土地を、高額押租を支払っている佃戸付きで、且つその高額押租分廉価な値段で売り買いする仕方が現れます。その結果として高額押租を支払った佃戸は、土地売買・田主の交代を超えて当該地の耕作を続けることになる。また逆に佃戸の方から退佃を申し出られた場合にも、田主自らが押租を退還するのではなく、新たに招いた次佃にその押租を立て替え払いさせる、更には佃戸にそうした次佃を探させる仕方が好んで取られました。それは見方を換えれば、佃戸相互の間で高額押租を支払った佃戸耕作の地位が代佃を伴って直接にやり取りされる様にも見えます。何れの場合も、押租に担保されることによって、佃戸耕作の地位は対田主の関係を越えた対社会的な一種の「管業」に近づいて行く。そして最後には、当初の小作関係の設定自体を典になぞらえる仕方、即ち高額押租を典価とする佃戸耕作型「管業」の活の来歴付与として考える仕方も現れました。

ただ論拠が押租に限られる限りにおいては、金額が最初から固定していますので話の整理は付きやすい。しか

しこうした主張の 패턴の延長線上に、耕作期間中に佃戸自体が加えた土地改良費用（肥培工本と言います）の償還請求といった佃戸独自の要求、それに基づく対社会的な正当性主張が付け加わりますと、段々と紛争の種は増えてくる。押租だけではなく肥培工本も償還されない限り出て行かないと佃戸は主張し出し、逆に言えば、その土地を自分が肥培したという事実が、彼がその土地の佃戸耕作を続ける正当性の論拠、世間に向かって掲げる旗になる。

しかもそうした主張の裏側には、それが佃戸の努力によるものかどうかは大いに疑わしいにせよ、実際にとでも只では（あるいは約定の押租額だけでは）黙って出ては行けないと佃戸が思うだけの有利な佃戸耕作経営の実質があることが多い。そしてそれは地主には通じなくても、それを引き継ぎたい佃戸に対しては実際に美味しい部分がありますので、その美味しい佃戸耕作を引き継ぎたい佃戸間で競争が起これば、引き継ぎに際して押租立て替え名目で佃戸間で支払われる金額もしばしば原納押租額を超えやすい（「押租の時価化」）。そしてそうした金額支払いが連鎖すると、後の佃戸にとっては、そうした金額を前佃戸に支払って自分はこの佃戸耕作を引き継いだという事実自体までもが、世間に向かって掲げる旗になり始める。そして田面田底慣行の大多数は、どうやら不在地主制の下、田主は田主、佃戸は佃戸でそれぞれ独自勝手に引き継ぎを続けたあげくに現れてきます。

田面田底慣行がある所では、事態は通例次のように説明されます。田主（ここでは既に田底主と呼ばれるのですが）は当該農地にいる佃戸から所定の小作料を徴取し、また国家に対しては税糧を支払う立場に立ち、その地位は前田主からの売契で基礎づけられる。それに対して佃戸＝田面主は、所定の田主に所定の租額を支払うが、それ以外は自由に土地経営を行う立場であり、その地位は金銭を支払って前佃戸から平穩裏に当該佃戸耕作を引き継いだ、その際に前佃戸が立てて彼に交わした頂契などと呼ばれる契據によって基礎づけられる。佃戸が交代した場合には当然、対田主で小作料負担名義の書き換えの手続きを行う必要はあるが、それは言わば事後報告であり、佃戸の地位は社会的にはむしろ対田主関係ではなく、前佃戸関係で基礎づけられる。

要は先に一田一主の土地所有・税糧負担を巡って対国家関係で起こったのと似たような正当性論理の転換が、今度は地主と佃戸の間、小作料負担をめぐって起こっているのです。ただその転換とは、要は田主の方が知らぬ間に田底主になってしまうという話ですので、その途中でその展開に気付いた田主から原額押租での土地取り

戻し請求が起これば、原額で出て行けという地主、いや俺が引き継ぎに際して前佃戸に支払った時価分を払わぬ限り出て行かないと主張する佃戸との間で紛争は必至になります。ただ大局的な事実を言えば、そうした紛争を経ぬままに、あるいはそうした紛争を乗り越えて、各地で田面田底慣行は次々に定着をしてゆきました。

そして興味深いことに、ここではそうなると人々はその関係を、田主土地所有の中に或いは下に佃戸耕作権があるといった入れ子式・重層式の理解ではなく、もっと端的に田底主と田面主が一つの土地の上に並んでいる、一田両主である、という奇妙に水平的並列的な仕方で整理をしました。そして実際、先ほどの管業と来歴という整理方法で言えば、当該土地の上に、収租納糧という仕方で経営収益をする一家と耕作納租という仕方で経営収益する一家があり、それぞれの経営収益の社会的正当性の基礎は、それぞれの経営収益方法で暮らしていた前の一家からの引き継ぎにある。対等並列という見方は可能であり、あるいは逆に言えば、対等並列式の論法の基礎にあるのは、こうした整理方法である。

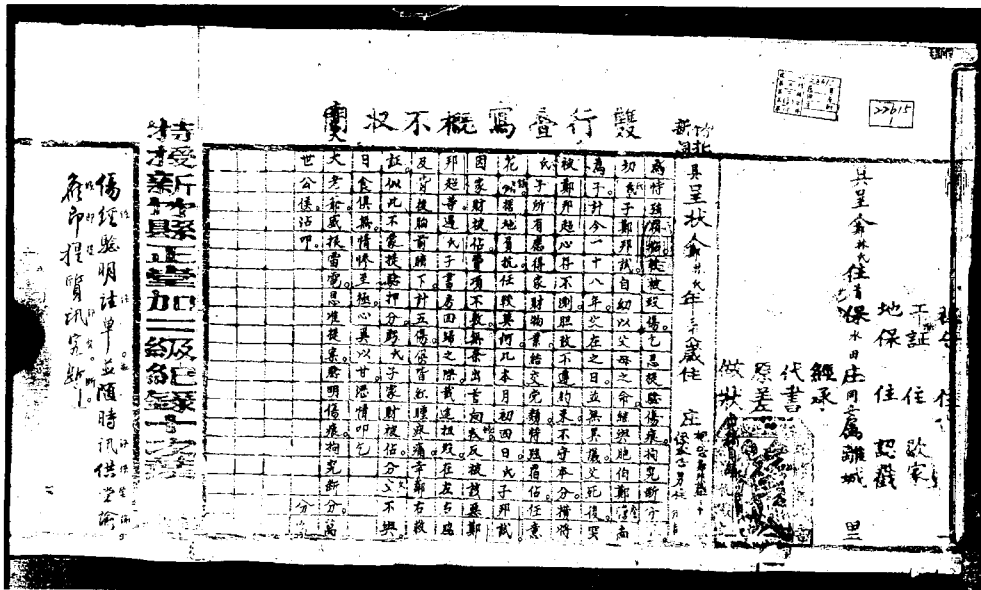
つまりそこでは人々が所有式の議論をする際の着目対象は、明らかに土地をめぐる空間的支配ですらなく、むしろ彼等が行う収益経営行為＝生業それ自体の方であり、田面田底と言った所謂「所有対象」・モノの側は、その表象の都合側が却って生み出しているのです。となれば当時の所有の一般形式は、一定の定形化された経営収益方法を巡る引き継ぎとその容認という関係の社会的定着それ自体であり、一田一主の土地所有に見える土地実体への着目は、要はたまたまその土地で営まれる生業・経営が一つだったから、それが土地に重なって見えているという偶然的事情に基づくということになる。

そうした知見を基礎に、同じ論理を、当時見えるその他の様々な「所有」的事象に及ぼした所で、私の初期の土地法研究は終わっています。

2 伝統中国の権利論議の存立平面

ア) 民事紛争観と紛争解決の仕組み

さて、ここまでが「自然の領有」論文の到達点ということになりましょうか。ただ一応の決着は付けたものの、既にみなさんもお感じの通り、ここにはなお幾つかの「しっくりしない」部分が残ることになりました。狭く田面田底慣行の、しかも法的議論の部分だけに限っても、佃戸側の個別的な正当性主張がいつの間にか所有権主張として定着する、それどころかやがて一地域全体の慣行



【図3】訴状の例：淡新档案22615「一件、據首保水田庄民婦鄭林氏呈称、伊子鄭邦試與胞伯鄭瞻南為子、被鄭邦超霸？家業較被毆傷、呈請提驗究辦由」（光緒19年7月：1892年）（22615-1）光緒19年7月4日

となるという過程が、個別的にも、総合的・構造的にも何だかなお説明が要りそうな感じがする、また田面田底の両者が並列になる背景がもっと知りたい、といった疑問が残ります。

そして「自然の領有」論文と同年に刊行された「清代土地法秩序における「慣行」の構造」（『東洋史研究』48巻2号、130～157頁。1989年9月）以後の法の存在形態研究・そして近年の民事裁判研究は、結局はそうした問題を、より広い文脈の中に位置づけることによって、もっと総合的に解明しようというプロジェクトでした。そしてその議論は、上の所有権論をより強く基礎付ける側面と、それら所有権論全部を空しくしてしまう様な二つの側面を持っています。

ただその話に進む為には、少なくとも民事裁判研究の概要程度はお話ししておかなければなりません。当時の民事紛争解決のあり方について手短かに話すのは難しいのですが、ごくごく結論だけを武断的に示せば、そこにあったのは次のような状態でした。

当時は相当な訴訟社会で、民は不満があると、図3に示したような訴状を書いて、十八世紀ですと人口約二十万人当りに一人置かれていた州県の行政長官に訴え出しました。平均的な州県で、年に約一万枚ほどこういうものが出されていたと言われます。民の「権利意識」は非常に強かった。ただ、それら訴状を読んで行くと、その権利意識の表明の仕方はかなり屈折した、あるいは随分とソフィスティケイティドなあり方をとっていました。というのも、利益主張の前提に置かれているのは、硬い型

の権利論というよりは、むしろ却って人々それぞれがそれぞれなりの言い分と必要とを持って暮らしている、しかしそれぞれが思いのままに自分の欲求・欲を満たそうとすれば衝突は避けられない。ただそれならば秩序は不可能かと言えばそんなことはない。向き合う両者の間の適切な折り合い所は必ずあるのであって（線分の真ん中の何処か）、人々がお互いの事情を思いやりあって振る舞えばその線は容易に見つかる筈だ、という随分と倫理的な互譲論理でした。そこで訴えも、自己には確保されるべき絶対的な権利がある、それが犯された云々といった論法ではなく、むしろ争う相手との間のそうした仮定の均衡点、道理の分かった者同士であれば行き着く筈の双方応分の線を基準にして、それを相手が踏み越えている・幾ら何でも押し込みすぎだという形で組み立てられ、それゆえ個々の主張も、自己の権利の客観的論証というよりは、むしろ相手の互譲義務違反の告発とその懲戒の要求という方向へと広がって行く傾向を最初から強く持っていました。しかも相手が如何に互譲を知らぬ輩かを言い立てる為にしばしば相手の暴力行為への言及が混ざるので、訴えはどうしても民刑事ごちゃ混ぜの話になりやすい。

ただ求められ目指されるのが、結局は一定程度、制度化・抽象化された権利レベルでの権限の整理整序ではなく、それぞれ個別に生き抜かんとする小さな家々同士の間の共存それ自体となれば、解決に際して、そんなことをされたら明日から生きていけません、といった弱者側の主張も無碍には無視できないことになります。裁きは

どうしたって、そうした両当事者の背景全部を公平に汲み取った上で、総合的に言えば今回はこの辺が適当な折り合い所だという線の一つ一つ示す作業になる。裁きは否応なく所謂「個別主義的」なものにならざるをえず、また背景事情を言い出せば、そんなものは紛争毎に全部違うわけですから、幾らそれを積み重ねてもケースローにもならない。

ただここで面白いのは、どうも当時の人々は、そうした解決案の個別性・事案毎の千差万別性にもかかわらず、その具体的な一つ一つの事案をとってみるならば、その解決がどうなされるべきかについての社会的共通認識は成立可能である、どんなことについても自ずと天下の公論は有る筈であり、またあるべきであると考えていたみたいなのですね。判断の共有側については、この裁きは極度に「普遍主義的」な志向を持ちます。実際、衝突は多くは口喧嘩の形で始められる、要はそうして大声を出して人を周りに呼び集め、相手が如何に不当で欲深かをそれぞれが訴える。そして見ている周りの側の方も、一頻り口喧嘩させている内に段々と風向きが決まってくる、相場観が揃ってくる。それを受けて誰かが、それはこうなんじゃないか、これが公論じゃないのかと述べる。あるいは日頃から公平だと評判の人が、人々に先立って何か述べて、周りの人々もそれを聞いて成程そうだという仕方では公論ができてしまうこともある。そうして公論が揃った中で孤立的に主張を続けるのは難しいので、最後には当事者も、当時の史料用語に従えば、理屈して・理なきを悟り、悔悟して公論に従う。要は同調圧力に屈する。

ただ勿論、一方当事者側が一人納得しない、そんなのは見せ掛けの公論だ、調停主体も周囲の人間もみんな相手方との人間関係に引きずられ、あるいは相手方の威力におびえて本当の公論を吐かないのだ、この裁きは「循情不公」だと頑張る道もある訳で、そうなると当事者は別の「本当の」公平な人間の意見を聞いてみようと言って、話をもっと広い場所に持ち出すことになる。そして地方長官を裁判官とする地方法廷は、まさに国家がそうした民の公平願望に応えるべく設置したものなのですね。そこへ行けば、在地と何の縁故もない科挙官僚が、天下の道理を述べてくれるに違いない。しかも更に凄いことに、当時の裁判制度は、その地方官の訴訟運営が不公平であると感じた当事者には、訴訟中と訴訟後とを問わず、更なる上級官庁への上訴を許していました。そして最後の最後には皇帝の所にまで訴える道が開かれ、そしてそこで天下に一人しかいない皇帝が天下の公論を語ることになる。逆に言えば、こうして話をどんどんと広い場所

に持ち出せる道を常に開いておくことが、ここにおいては裁判官の「公論性」を担保する仕組みになっていた。最低限のリアリティはある訳です。

こんな風にして、千差万別・千変万化する事態全部についてそれぞれ成り立つ天下の公論の総計、それがまあ言わばここにおける法のイメージということになります。そしてこの全体を「情理」などと人々は言いましたが、上の話から分かるとおり、個々の答えが情理という抽象的なものから演繹される、情理に基づいて判決が下される、という連関はありません。むしろ眼前の個別的事態の隅々にまで目を配り均衡点を考える、しかもちゃんとした見識がある人間が自分と同様に一生懸命に考えたならきっと私と同じ結論に到るはずだ、自分が語るのとはそうした公論である、不満があるというなら他の誰の所にもいいから聞きに行け、きっと私と同じ事をいう筈だから、という自信だけに裏付けられて行う一つ一つの判断、その成功と失敗、権威の階段を上る仕方で行われるその統合、それがむしろ情理の内実を日々充填している。その営為の総体と離れて、別の所に情理がある訳でもありません。

そして前半で述べた田主の行う来歴主張、佃戸が自己の佃戸耕作を保つべく行う種々の根拠付けというのは、この紛争と裁きの中では、自家の生業を基礎づけるべく当事者が持ち出す論拠の一つ・掲げる旗として位置を占め、また評価を受けました。勿論、来歴管業型の主張などはそれなりの重みを持つのですが、ただ弱者相手になればその内実は相当にへっこんでしまう、更に田面認定の鳥羽口に立つ判決においては来歴で担保する内実が業主権から田底権にすり替わったりしますので、それ自体が特定量の利益確保の為の絶対の論拠ということにもなりません。また裁きを通じてそれらは大筋で実現されてゆくのですが、上に見たとおり、裁き自体がそうした個々の単体の理屈付けの実現それ自体を目的として営まれていた訳でもありません。考えれば考える程、それらは、この紛争解決制度の中では、当事者達が持ち出す様々な理屈付けの中で比較的強く安定したもの、という以上のものにはなり得ませんでした。

イ) 法と権利のリアルタイム性

そしてこうした議論を踏まえて振り返ってみますと、まず「自然の領有」論の全体において、制度的に確立した所有権といったものを考えてはいけな、むしろ所有権のリアルな内実は、争いになった時点において現管業者が来歴その他の旗を掲げてその管業の正当性主張をし、それが社会的に容認されるという局面の中に存在し、ま

たその中にしか存在しないのだ、といった主張をした訳ですが、その議論の意外な程の広がりにはまず気が付きませぬ。

というのも、権利というものを広く社会によってその人間に認められる応分の地位であると考えれば、ここでは、その大きさと内実とは結局は相手次第・状況次第なのです。しかも重要なことは、そうした公論に従った応分の地位の決定は、別に裁判の局面だけで行われていた訳でもない。何より日常生活における互譲あるいは小競り合い自体が、相手との交渉を通じて相互の間の応分の線をお互いに瀬踏みし・また確認してゆく作業それ自体であり、そして大部分の日常生活はそうした相互微調整作業の中で平穩裏に回転していた。紛争とは、結局はそうしたお互いの見積りの食い違い・読み違いの産物であり、そして紛争解決は、公衆を媒介とする相互の読みの摺り合わせ・統一の作業である。そしてその紛争の顛末の全体が、再び人々の判断基準形成・修正の為の一素材として周囲の人々に波紋のように広がって行く。

旗を掲げての主張と、その主張で彼に与えられて然るべき利益の大きさ・立場の強さ正しさについての周囲の人々による評価という構造は、別に来歴管業型に固有のものではないし、また紛争の時にだけそうなるという話でもない。むしろおよその権利はここではみなそういう性格を持っており、しかもそうした主張＝評価構造は、日常生活の全段階を通じて存在する。これを逆に言えば、もし権利というものを誰かが持ったり失ったり与えたりする何か「客観的で硬い正当的利益の単位」の如き仕方では考えれば、そうした話はこの全段階を通じてどこにも制度としては存在しない。

そしてそれは「自然の領有」論の中にあつた幾つかの甘い部分を明らかにします。まず管業来歴論の部分では、所有権の帰属が争論時に持ち出される来歴等の論拠の強弱で決まるという話をしてはいる訳ですが、考えてみれば、話を帰属論に限るなら実はどんな所有権秩序だって同じですよ。何処だって正確な所は裁判してみなくては分からない。ですからポイントはもう一つ先、そこではモノの如く考えられた権利がさて誰に帰属するかという点だけではなく、それと同時に、どの程度の利益が彼に認められるのか、つまり権利の内実それ自体も、そこで同時に論じられるという所にある。何だかそこが曖昧なままにされていた。

そしてこの辺りのことは、田面田底慣行を論ずる中では、ここでは一旦争いになると、田面が誰に帰属するかという問題と同時に、そもそもそこに田面があるのかあるいは田面田底慣行があるのかという議論の枠組みま

でもが一緒に問題になってしまう、という形でうっすらと気づかれています。ただ面白いことに、あるいは困ったことに、そこでもなお私は「田面権の成立過程」という問い方、つまり硬い物が何時どうやって出来るのかという問いを問うているのです。しかし上の議論に精密に従って考えるならば、実は、何処かの段階でモノの如き仕方では権利が生まれるということ自体がここではあり得ない、そういった仕方では権利をめぐる問いを問うこと自体が間違いだということになります。そして同じようなことは、〇〇権といった用語を用いてなされるすべての議論について当てはまります。

例えばなるべく遠そうな例を選びますと、広東などの地域秩序を論ずる際に「定住権 (settlement rights)」といった用語を用いて、先に移住してきた漢族と後になって移住してきた漢族との関係を論じたりする。そして実際、そう説明するに相応しい現象は存在し、また定住権の付与獲得の順序もあつたりした様ですが、ただ人はそうした一旦定住権を獲得すれば安泰なのか、村の秩序がまさにそうした定住権の側を基礎にその保護実現の為に組み上げられて行くかということ、そんなことも無いわけで、一旦村民と認められた後も繰り返し繰り返しこまめに周囲の人々との〈関係〉を維持し続ける必要はあり、またそうした中で繰り返し繰り返し相互に与え合う承認の中にこそ、定住権の基礎も内実もある。権利という言葉を使うことは可能であり、時に便利でもあるのだけれど、それを実体化した途端に話はリアリティを失うことになる。

そして事情は契約についても同じです。当時は社会生活の各方面について契約が結ばれ、また契約不履行だと言って裁判になれば、まずその契約文書が持ち出され、証拠として相応の尊重を受けるのですが、だからといって契約に書かれたことの100%の実現が絶対善だといった対応は誰もしない。かってそうした内容の契約を両者が結んだという事実は、事態がここに到った経緯の一つとして十全に尊重しつつも、その後の事情の変化をも汲み取って、現時点で実現可能な道・新たな両当事者関係の再定立が目指される。

法も権利も契約も、リアルタイムに現実と織りなす・綾成す形で存在する。もし権利という言葉で、時間を超え情況の変化を生き延びる硬い何ものかを想定するとしたら、ここにはそういう議論をする余地はない、とはっきり言い切った方がよい。

ただ同時に、この様に言ったからと言って、そこにあるものを余りに過度に流動的なものだと考える必要はありません。構造的にはありとあらゆるものが「問われう

る・争われうる」ものであったということと、実際にそれがどれほど争われたかということとは元より別のこと。そして実際、大部分の所有権争いでは、正当な来歴を持つものが管業するという事は、争いの対象ではなく争いの前提の側に置かれ、人々はその先の来歴部分の争いに集中する。そうした仕方で様々なことが、様々な程度で前提の側に繰り込まれて行き、その極には、どんな人間も問い返さない（あるいは問い返しを許さない）テーゼが「自明の理」という形で位置を占めることとなります。そしてそれとの対比で、事案事案の抱える個別事情の側は「情」と呼ばれることになる。合わせて言えば先の「情理」ということになる。ただ何が理なのかは実は相当に曖昧です。あるものが情と呼ばれるか理と呼ばれるかは実は呼ばれてみるまで分からないし、情と理とが共に大事だとされる以上、どちらと決める実益もない。要は当時の人々は、真人間である以上は守れという話と、個々の事情が違う以上は同じ結論にはならないしならなくて良いのだという話、その二つを上手いことアレンジしながら、レトリックを操って上の課題をしのいでいた。それが実情でしょう。ただ大雑把に言うならば、それでも共有されている部分は相当に分厚かった。そして田面田底慣行といった話がなされる時と所では、佃戸耕作をめぐる管業と来歴の構成が、問われぬ前提の方に位置を占めている。そういう所では佃戸の地位の交代が「田面」の売買として表現された。

先に実体的な土地を持つとか売るという話は常識論レベルで成り立っているという話をしましたが、実はその外側にある来歴を持って管業するという枠組み自体だってまた常識論的に成り立っているのです。

そしてついでに言えば、そうした仕方で共有される論拠・論理の強弱分布を、基軸的原理とそのバリエーションの如き仕方で再構成したのが、我々研究者が土地法とか家族法という名前で提示するものの内実ということになります。

ウ) 秩序構想の特色

そして第二に、田面田底がどうして並列的に語られるのか、語られている時に並列しているものは何かについて、先ほどは、一つの土地の上に二つの生業・二つの家の存立基礎が並んでいるという説明を加えた、そしてそれはその通りで良いと思うのですが、ただ所有権、あるいは更に言えば、権利というものの全体が上に述べた如きものだとするならば、別に田面田底の並立状況だけに過度に着目する必要もないのかもしれませんが。

何よりも、ここには制度的裏付けがある硬い「権利」

だけが土俵に上れる、それ以外は事実的事情として背景に追いやられるという紛争処理制度が何処かにあった訳ではない。民間の日常生活においても公式の裁判の法廷でも、そこで思い浮かべられている図像は、むしろ単純にそれぞれの言い分を持つ家同士の水平的な拮抗状態・対等張り合い状況そのものです。

そしてこうした奇妙に対等的な感覚は、土地法論だけに限っても、田面田底慣行以前にも実は見え隠れしていたものです。何よりも上に紹介した分種自体が、佃戸が見つからなければ最後には自作なり土地売却なり何とでも選択肢のある土地所有者と、耕作地を失えば忽ちルンペンと化してしまう労働力提供者を、敢えて同じ「股」として並列的に論じようとする仕方でした。旗田巍先生が富者と貧者が共に集う「廟会」について強調しておられるように（旗田巍「廟の祭礼を中心とする華北村落の会」小林弘二編『旧中国農村再考——変革の起点を問う』アジア経済研究所、1986年）、得るものは投下したのに見合っただけ大小はある、またその地位の基礎付けだけで安定と不安定の差はあるが、でも集う限りにおいて家と家とは対等だと言いつのろうとする気持ち、上下関係を嫌って対等に張り合おうとする感覚が、この社会のそこら中で見て取れる。

そしてそれは、リアルな実態認識というよりは、むしろ他家に従属しないで独立自尊で生き抜いて行く家々の水平的拮抗あるいは共存として社会秩序というものを構想して行こうという強い意志の表現だ、言ってみれば、それが彼らの抱く社会構想それ自体なのだとして理解してしまった方が話は早いのでしょうか。中国近世的な一種の市民社会論。それが合股という考えを産み出し、またあの互譲型秩序論とそれに基づく紛争処理を生み出し、そしてその同じ考えが、特定の利益主張にのみ硬い権利としての位置を与える・それだけから成る完結した部分世界を形成することを許さない。

しかも良く見てみると、ここにはその舞台から家を蹴落とす装置まで他方に存在している。岸本美緒さんが随分前から指摘されているとおり、伝統中国の良賤観の中には、皇帝による良民身分の剥奪という古代以来ある国家論的・政治的契機と並んで、自己の意志を無にして他人の指図通りに役使されること自体をもって賤とする民自身の意識がある。そして民の方は、国制的身分論なんか関係なしに、そういう境遇に陥った連中を賤として差別し、そして奴婢と呼んでいた。そして宋代以降の身分論の基調は、むしろ後者の側が事態を主導して行く所にある。そこで高橋芳郎さんの御本の書評を引き受けた時に、どうも近世の齊民論の基礎には、まずは何よりも上

のような仕方で社会というのを構想しようとする意識、またその中で精一杯自立自存を保とうとする小家族の営為こそがあるのではないか。そしてそのリヴァイズされた斉民意識こそが、一方でそこを頑張りきれず他家に甘んじて従属する連中への差別意識を生み、そして他方では、突っ張りあっているだけでは秩序になりませんので、私益をのみ考える境涯を脱して全体的共存を体現するような存在・至公無私な存在への希求を生み出す、という勝手な構想を書いてみました(寺田浩明「(書評)高橋芳郎著『宋一清身分法の研究』、『東洋史研究』60巻4号、145～155頁、2002年3月)。

そして主体たる個家相互が水平的に考えられ、権利は所詮はその個家の生存の基礎付け論となれば、どんな権利も程程か無媒介に並列的な仕方で構想されてしまうのはむしろ当然のこと。そしてそのベースの上で、更にその生業の基礎付けまで対等になってしまった・その生業が共に同じく「絶の来歴を持つ管業」という当時最強の形で成り立っている、それが要は田面田底という状態だということになります。対等並列に構想しない訳がない、入れ子式の理解の方こそ却ってよくよくの特殊な文脈でないに出てきにくい。

ただ同時に急いで付け加えるべきは、田面田底慣行後だって、別に所有権だけが独自の平面をなしてはいる訳でもない。それも他の無産の家々との間の拮抗の中に存立し、そして伸縮する。その限りでは押し合いへし合いしながら生きのびを図る小家族の中の、ちょっと安定している方という以上の話にはならない。

おわりに

この様に、ここでは土地というものの所有・土地というものの売買という表現、理解方法が常用されるにもかかわらず、結局はそうした操作・権利の客観化を支えるような制度は殆ど存在しませんでした。そこで最後にそれらを踏まえた上で、所有論全般に関わる拙い疑問を二つ述べておきたいと思います。

まず第一に、所有という視点で切り取ることの当否をめぐる問題があります。

即ち、ここまで実体処分的な議論は所詮は常識論レベルで成り立っているに過ぎない、所有型のものとそれ以外とは制度的な区切りなしに構造的に連続した場の中にある、それがリアルな実態だという側の話をしてきました。となれば、まず一方には、なのに論者の側で所有っぽいものだけに目をとられる、それと別の事象との間

に自明に硬く高い切れ目を入れられるのだと考えること自体が、案外に中国土地所有論を行う場合に、最後に脱ぎ捨てられるべき思い込みなのだ、という議論が導かれることになるように思えます。

ただ同時に、ここですべてを反対にして、一切の特段の制度もない、全部が常識論に過ぎないのに、その常識論に任せると安定の果てに当時の人々が思い浮かべたものが、結局は実体的なモノの所持イメージだったというのは、(それ以外にどんなあり方があるのかなどと問い返されると、私の方で別の回答がある訳でもないのですが)それはそれで興味深い話・不思議に感ずべき話なのかな、という気がします。何故かは分からないが、人間はそういう捉え方が好きなのかもしれない。それは手があるからだ(魚はどんなに進化してもそんなことは考えないだろう)といった答から始まって、色々考える余地と必要がありそうに思えます。

そして第二に、もう一つ、権利と事実といった切り口をめぐる問題もありました。

先にここでは法とは公論、社会の人々によって当該事態について抱かれる正しさについての共識であり、権利とはそうした共識に支えられて個々の主体に与えられている地位だと論じましたが、言うまでもなくインザロングランで言えば、どの社会の法も権利もそうしたものである、それ以外の基礎付けなんかあり得ない。一面ではごくごく普通の当たり前の話です。

ただ他面、我々近代社会の法と権利が上述の構造に尽きるかと言えば、勿論そんなこともない。我々においては、正しさについての共識がそのままに社会に漂う状態に満足せず、その客観化・対自化を試みる。当然その過程で大幅な抽象化の操作を挟む。そしてそうした客観化・対自化が制度として完成すればするほど、世界は、時間の推移・状況の変化と共に行為と規範とがリアルタイムに流動する状態から、インターバルで区切られた、ルールがあってその中でゲームが行われるような空間として想定されることになる。その空間の中には時間がない。硬いモノのような権利、その権利の算術的処理のような紛争解決というのは、そうした箱庭の様なか中でのみ成り立つ話に過ぎません。

しかしその箱庭がない所で、なお物事を一定の固定したイメージで整理しようと思うとき、伝統中国土地関係においては、所有型議論が出てくることになる。このことをどの様に考えれば良いのか。第二の問題も、ここで第一の問題と重なる局面を持つことになります。